

「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」新旧対照表

(改定日：2021年4月1日 下線部が改定部分)

現行	改定後
<p><b>第1条</b> 現行どおりにつき省略</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p><b>第2条</b></p> <p>お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「<u>非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書交付申請書</u>」(既に当行に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「<u>非課税適用確認書交付申請書</u>」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り、)または「<u>非課税口座開設届出書</u>」および「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>勘定廃止通知書</u>」(既に当行に非課税口座を開設している場合には、「<u>非課税適用確認書</u>」「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」)または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>なお、当行では別途、税務署より交付を受けた「<u>非課税適用確認書</u>」を併せて受領した後に、お客さまの非課税口座を開設するものとし、当該「<u>非課税適用確認書</u>」は当行にて保管いたします。</p>	<p><b>第1条</b> 同左</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p><b>第2条</b></p> <p>お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「<u>非課税口座開設届出書</u>」(既に当行以外に非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「<u>非課税口座開設届出書</u>」および「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(削除)</p>

現行	改定後
<p>2 「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>3 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書交付申請書」または「非課税口座簡易開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の証券会社もしくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>4 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。</p> <p>5 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p>	<p>2 「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定、累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>3 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行または他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」を重複して提出することはできません。</p> <p>4 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。</p> <p>5 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p>

現行	改定後
<p>6 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定を異なる証券会社または金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>18</u> 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>なお、当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 <u>7</u> 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p><u>7 2017 年 10 月 1 日時点で当行に開設した非課税口座に 2017 年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第 1 項の規定を適用します。</u></p> <p><b>（非課税管理勘定の設定）</b>  <b>第 3 条</b> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年ま</p>	<p>6 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>を異なる証券会社または金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>13</u> 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>なお、当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 <u>9</u> 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><b>（非課税管理勘定の設定）</b>  <b>第 3 条</b> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年ま</p>

現行	改定後
<p>での各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>（累積投資勘定の設定）</p> <p><b>第3条の2</b> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座</p>	<p>での各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>（累積投資勘定の設定）</p> <p><b>第3条の2</b> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知</p>

現行	改定後
<p>廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p><b>（非課税管理勘定または累積投資勘定における処理）</b>  <b>第4条</b> 現行どおりにつき省略</p> <p><b>（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</b>  <b>第5条</b>  現行どおりにつき省略  （1）現行どおりにつき省略  ① 現行どおりにつき省略  ② 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10号各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（（2）に掲げるものを除きます。）</p> <p>（2）～（3）現行どおりにつき省略</p> <p><b>（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</b>  <b>第5条の2</b> 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進さ</p>	<p>書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p><b>（非課税管理勘定、累積投資勘定における処理）</b>  <b>第4条</b> 同左</p> <p><b>（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</b>  <b>第5条</b>  同左  （1）同左  ① 同左  ② 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）以下、この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10号各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（（2）に掲げるものを除きます。）</p> <p>（2）～（3）同左</p> <p><b>（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</b>  <b>第5条の2</b> 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該</p>

現行	改定後
<p>れるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で（1）に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>（1）現行どおりにつき省略</p> <p>（2）租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>22</u> 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 <u>10</u> 号に規定する上場株式等</p> <p><b>第 6 条</b> 現行どおりにつき省略</p> <p><b>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p><b>第 7 条</b></p> <p>現行どおりにつき省略</p> <p><b>2</b> 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>22</u> 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 <u>10</u> 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号および第 <u>10</u> 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与した者の死亡により効力を生ずる</p>	<p>上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で（1）に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>（1）同左</p> <p>（2）租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>24</u> 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 <u>11</u> 号に規定する上場株式等</p> <p><b>第 6 条</b> 同左</p> <p><b>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p><b>第 7 条</b></p> <p>同左</p> <p><b>2</b> 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>24</u> 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 <u>11</u> 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号および第 <u>11</u> 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を</p>

現行	改定後
<p>贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><b>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第8条</b> 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p><b>2</b> 現行どおりにつき省略</p> <p>(1) お客さまから非課税管理勘定の終了する年の12月31日までの当行が定める日までに、当行に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合【非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管】</p> <p>(2)～(3) 現行どおりにつき省略</p> <p><b>(累積投資勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第8条の2</b> 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p><b>2</b> 現行どおりにつき省略</p>	<p>含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><b>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第8条</b> 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p><b>2</b> 同左</p> <p>(1) お客さまから非課税管理勘定の終了する年の12月31日までの当行が定める日までに、当行に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合【非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管】</p> <p>(2)～(3) 同左</p> <p><b>(累積投資勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第8条の2</b> 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p><b>2</b> 同左</p>

現行	改定後
<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p><b>第9条</b> 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「<u>非課税口座開設届出書</u>」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」(「<u>非課税口座開設届出書</u>」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日を言います。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>(1) 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 【当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所】</p> <p>(2) 現行どおりにつき省略</p> <p><b>2</b> 現行どおりにつき省略</p> <p><b>第10条</b> 現行どおりにつき省略</p>	<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p><b>第9条</b> 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「<u>非課税口座開設届出書</u>」(「<u>非課税口座開設届出書</u>」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日を言います。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>(1) 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの<u>租税特別措置法</u>施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 【当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所】</p> <p>(2) 同左</p> <p><b>2</b> 同左</p> <p><b>第10条</b> 同左</p>



現行	改定後
<p>(新設)</p> <p><b>第 1 1 条</b> 現行どおりにつき省略</p> <p>(契約の解除)</p> <p><b>第 1 2 条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>(1) お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>21</u> 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合【当該提出日】</p> <p>(2) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>27</u> 項第 1 号に定める「非課税口座継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>29</u> 項に定める「非課税口座帰国届出書」の提出をしなかった場合【租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>31</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた</p>	<p>(<u>非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い</u>)</p> <p><b>第 1 1 条</b> お客さまが当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 項第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p> <p>2 前項において非課税口座を開設した日から、当該非課税口座が重複口座であることが判明し非課税口座に該当しないことが判明した日までの間に収益分配金や売却代金をお支払いしている場合は、当該非課税口座を開設した日に遡って、課税すべき金額をお支払いいただきます。</p> <p><b>第 1 2 条</b> 同左</p> <p>(契約の解除)</p> <p><b>第 1 3 条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>(1) お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>16</u> 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合【当該提出日】</p> <p>(2) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>22</u> 項第 1 号に定める「非課税口座継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>24</u> 項に定める「非課税口座帰国届出書」の提出をしなかった場合【租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた</p>

現行	改定後
<p>日（5年を経過する日の属する年の12月31日）】</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第37条の14第<u>27</u>項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合【出国日】</p> <p>(4) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「非課税口座継続適用届出書」を提出した場合を除く）【租税特別措置法第37条の14第<u>31</u>項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）】</p> <p>(5) 現行どおりにつき省略</p> <p>2 現行どおりにつき省略</p> <p><b>第<u>13</u>条～第<u>15</u>条</b> 現行どおりにつき省略</p> <p><b>附 則</b> この約款は、<u>2019年6月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>日（5年を経過する日の属する年の12月31日）】</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第37条の14第<u>22</u>項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 【出国日】</p> <p>(4) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「非課税口座継続適用届出書」を提出した場合を除く）【租税特別措置法第37条の14第<u>26</u>項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）】</p> <p>(5) 同左</p> <p>2 同左</p> <p><b>第<u>14</u>条～第<u>16</u>条</b> 同左</p> <p><b>附 則</b> この約款は、<u>2021年4月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>